

東京都社会保険労務士会 中央支部会報



ちゅうおう



清洲橋（中央区の名所・旧跡）

発地 秀樹 会員撮影

- 講演「産業医から社労士へのアドバイス」
- 中央統括支部の今後について
- 行政協力体験談
- 委員会だより
- 各種同好会活動報告
- 政連だより ほか

産業医から社労士へのアドバイス

平成 21 年 9 月 10 日（木）、東京薬業健保組合の薬業健保会館において第 2 回支部定例会および第 3 回研修会が行われました。

研修会では、労働衛生コンサルタント・日本医師会認定産業医である下村洋一氏に「産業医から開業社会保険労務士および勤務社会保険労務士へのアドバイス」をテーマにご講演いただきました。

ここでは、講演内容の一部を掲載させていただきます。



講師：労働衛生コンサルタント・
日本医師会認定産業医
下村 洋一 氏

企業のメンタルヘルスケアの基本は、会社（人事・上司等）、カウンセラー、産業医・保健師、家族、主治医が連携し、自分の持ち場を守って解決の手口を探っていくことです。このチームワークをまとめるのが社会保険労務士の仕事といえます。

近年は、薬剤の進歩で、精神疾患の症状を軽くすることができるようになっています。しかし、同時に職場において欠勤、遅刻、早退を繰り返すなど、中途半端な就労（不完全な仕事）しかできない従業員も増えています。こうした中途半端な就労を減らすことができれば、企業のメンタルヘルス対策として大変効果的です。

こうした課題に対応するには、精神科医やカウンセラーよりも、労務管理や労働に関する法律、健康保険制度などの専門家である社会保険労務士が適しています。

社会保険労務士の皆さんが行う具体的な企業のメンタルヘルス対策の基本は、「メンタルヘルスを考慮に入れた採用活動」、「過重労働・パワハラ・セクハラ対策」、「中途半端な就労の解消」「復職支援システムの導入」です。

「メンタルヘルスを考慮に入れた採用活動」は、盲点ですが、企業のメンタルヘルス対策として、とても重要です。具体的には、①前歴照会②入社前健康診

断の実施③病歴の申告④身近な保証人の確保⑤試用期間中の休職規定の除外があげられます。とくに①～③は、当然のことながら直接実施することは難しいのですが、いつも意識しておくことで、ちょっとした会話の中から読み取れたりもするのです。

④については、保証人の連絡先を 1 名ではなく複数名としておくことが重要です。保証人は、近場で、かつ若い人が望ましいと言えます。遠い故郷の老親より、近所の 3 つほど年上の親戚のほうが都合は良い、ということです。

「過重労働・パワハラ・セクハラ対策」は、省略させていただきます。

「中途半端な就労の解消」ですが、まず時間に不誠実な会社は、中途半端な就労という報いを受けます。フレックスなど遅刻等が目立たない会社は、過重労働や生活残業やサービス残業などが多くなり、精神的に非常に不健康な職場であるということです。

社会保険労務士は「労働時間のスペシャリスト」です。社会保険労務士の皆さんが「時間に正直な会社」を作っていくことで、企業のメンタルヘルスの向上に多大な貢献ができます。

そして遅刻や欠勤…中途半端な就労が続くようであれば、今度はスムーズに休職へ誘導することが大事になってきます。仕事を継続しながら精神疾患を治すのは、困難であり、休んでしまえば精神疾患があっという間に完治してしまうことも珍しくありません。

しかし、こうした患者に休職を勧めても、提案を受け入れられる場合ばかりではありません。

こうした患者さんには、傷病手当金の存在を伝えることも効果的です。「安心感を持って休職してもらう」ことが大事と言えます。

休職に入る、休職から復帰する、この一連の流れで重要になってくるのが就業規則です。ですから就業規則の専門家である社会保険労務士の皆さんが、企業のメンタルヘルス向上に貢献できる訳です。

例えば「2カ月以上連続して欠勤を続けた場合は休職に入る」というような規定があると、休職させることが非常に困難になります。なぜならば、精神疾患において2カ月連続で欠勤することは、大変まれだからです。

上記のような規定は、「精神疾患によって労務の遂行が不完全な場合は休職とする」と変更することで休職の導入がスムーズになります。

繰り返しますが、「中途半端な就労」を解消するためには、就業規則の改正が必要です。

よくある例としては、規則の「継続」を「通算」に変えることなどが上げられます。

また、精神の疾患により労務提供が不完全な場合は休職とする、あるいは業務上の必要に応じて休職を命じることがある、再休職の場合は休職期間を通算とする、といったように就業規則の規定を改正することもスムーズな休職の導入に有効です。

休職中の対応についてですが、基本的な考え方として会社は患者の入院、通院に立ち会ってはいけません。本人の復帰が遅れ、トラブルの原因になります。

企業は、本人よりも家族との連携を強めることが重要です。社内報や給与明細を渡したり、傷病手当金や休職のしくみについて文書で説明するなど、頻りに連絡をとりあい、連携を強めてください。

また、うつ病の患者さんなどは、少し元気になると思わぬ行動をとって復職を遅らせてしまうことが多いので注意してください。

「復職支援システムの導入」ですが、まず職場復帰は慎重に行う必要があります。

職場復帰支援への流れを以下に示します。

第1ステップ：主治医による職場復帰可能との診断

第2ステップ：職場復帰の可否と復職プログラムの作成

第3ステップ：復職職場の決定

第4ステップ：復職職場後のフォローアップ

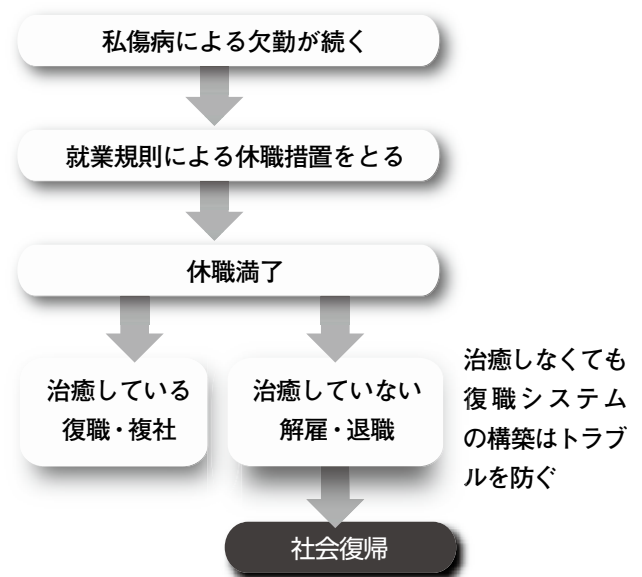
上司が原因の場合も多いので、職場の復帰は慎重にするべきです。

主治医が復職可能という診断書を書いても、復職許可を出すのは会社であるということを忘れてはいけません。

復職に関して、企業が独自の判断基準を持つことも大事です。会社の指定した時間に就業できるか、業務に必要な読み書きの能力があるのか、就業時間中に眠気がないか、就業期間中に効率的に仕事ができる集中力があるかどうかなどです。

復職システムをしっかりと作ることは、たとえ個人の復職等がかなわなかったとしても、トラブルを防ぐことにつながります。

●休職満了時の対応



最後になりますが、メンタルヘルスの対応に追われる実務担当者のストレスは、大変なものです。ですから社会保険労務士の方々には、企業の実務担当者の方がストレスなくメンタルヘルスの対応策を実施できるようお手伝いいただきたいと思ひます。

中央統括支部の今後について



東京都社会保険労務士会
中央統括支部長
吉瀬 君江

今般の支部再編により、中央・台東・文京支部が一つになり中央統括支部が編成されましたが、会員の皆様には、統括支部の存在理由が一つ理解できていないのではないかと思います。

「今までの千代田・中央支部と何が変わったのか」「千代田支部と中央支部に分かれただけではないのか」との声を聞くこともあります。

確かに、今年度の統括支部の活動を見る限り、そう思わざるを得ません。支部再編の目的である情報の共有を実現するための活動を、どのように進めればよいのか。また、今まで地区協議会として事業を行ってきたとは言え、それぞれの支部が長年に渡り活動してきた実績や特性などを、どのように統括支部に活かすことができるのか、未だ調整の段階です。

今年度は、各支部の事業、予算が支部会議で承認されていることもあり、統括支部事業として次の3事業を計画いたしました。

- | | |
|---------------|-----|
| 1. 必修研修 | 2回 |
| 2. 福利厚生に関する施策 | |
| ボウリング大会 | 交流会 |
| 3. 広報活動 | |
| 街頭相談の開催 | その他 |

以上の計画を実施しながら、統括支部として各支部の協力を得て自支部について他支部にも「見える化」を図り、人的交流を行うことで理解を深めることを第一に考えていきたいと思っています。

東京都社会保険労務士会の会報9月号に、

各統括支部長の挨拶が掲載されましたが、どの統括支部長も思いは同じようで、今年度は地区協議会のイベントを引き継ぐ形で出発したようです。しかしながら、このままでは何のための支部再編なのか疑問が生じます。

再編に関しては、長年に渡り会員からの意見を聴き、総会において決定され統括支部が誕生したわけですから、支部再編の目的を達成するための活動、運営を次年度は行ってまいります。そのためにも支部との相談、協力等意思統一が不可欠です。

中央統括支部の会員数は約1,200名です。千代田・中央支部の会員数は1,800名でしたので、大きな支部に変わったという感にはありません。研修、広報、厚生の諸活動は、今まで培った経験を運営に生かしたいと思えます。しかし台東・文京両支部では、統括支部の運営に不安があることと思えます。

支部と統括支部で行う事業のすみ分けを考えて、メリット、デメリットがあるとかではなく、会員のための施策を行っていきたく考えております。

当然ながら、各支部の独自活動は支部会員にとって必要な企画です。行政との協力等については、支部が中心で行うこととし、会員の顔が見える活動(新入会員に対する個別フォローを含め)を心がけながら企画立案に取り組んでいただきたい。

生まれたばかりの中央統括支部です。産む苦しみを経て育てる困難さを克服すべく、会員の皆様には、

自支部に対する
と同様のご理解・
ご支援を統括支部
にお寄せくださ
るようお願い
いたします。



行政協力体験談

6月11日(木)から7月10日(金)の間に、東京労働局および中央労働基準監督署で開催された申告書受理・相談コーナーにて、臨時労働保険指導員を体験された方々に、ご意見・ご感想をいただきました。

行政協力を体験して

真下 陽子 (京橋 開業)

今年も、臨時労働保険指導員として行政協力をさせていただきました。

東京労働局の申告受付初日(7月1日)を担当しましたが、今年度から申告期限が7月までとなり、余裕ができたためか、初日から来庁者は途切れることもなく、かといって長時間お待たせすることもない順調な滑り出しであったと思います。

ただ、白紙の申告書と賃金台帳の束をお持ちになる「常連さん」(?)は、やはり散見されました。

私などでは、あまりに微力過ぎて役に立てているとは思えませんが、毎年、可能な範囲で何らかの行政協力をさせていただいております。また、個人的な効用(?)かもしれないですが、まだまだ駆け出しの部類にもかかわらず、日常業務にまみれて、日々の中ではすでに失われてしまった「フレッシュな気持ち」を思い起こさせてくれる貴重な機会でもあります。

「さあ、明日からまたガンバロー」と心の中で呟きつつ、今年も会場をあとにしました。

「はい、次にお待ちの方どうぞ」

向井 尚人 (京橋 開業)

7月8日、飯田橋の労基署で臨時労働保険指導員を担当させていただきました。

お客様をお呼びしたのはよいのですが、初めてということもあり緊張で電卓を叩く手がおぼつきません。何度も検算をして「はい結構です。お疲れ様でした」と顔を上げると、その方も「お疲れ様でした」とニコリ。なんだか私がデビューだったことをお見通しだったようです。

その後は順調に対応できましたが、初めて一括有期の

申告書を拝見したときは慎重に検算をします。

何件か経験すると「これでも結構ですが、こうすると今回の支払いを抑えることができますよ」などとアドバイスするなど落ち着きも出てきました。やはり何事も経験だなあと実感しました。

今回は多くの企業様の申告書を拝見し、非常によい経験をさせていただいたと感謝しております。

これからも知識を深め経験を重ね、事業主の皆様にお役に立てるよう勉強を重ねてまいりたいと思います。

臨時労働保険指導員を体験して

石井 清隆 (京橋 開業)

6月11日に、中央労働基準監督署主催の事業主向け年度更新説明会が、九段会館で開催されました。

私は、臨時労働保険指導員として、説明会場に設けられる「相談コーナー」を担当しました。

説明会の中では対応することのできない、個別の相談に応じる行政協力業務ですが、説明会終了時には、相談に来られる企業の方が列を作って並ばれている程の盛況でした。

今年から年度更新の時期も変更となり、年度更新申告

書の書き方に関する相談だけでなく、算定基礎届の算定方法について、あるいは労働基準法改正における代替休暇の付与方法について等、相談内容もかなり幅広いものがありました。

専門知識の習得に加えて最新情報の把握も必要不可欠となりますが、企業が今どのような問題に直面しているのかということについて、理解を深めるよい機会となりました。皆様も、ぜひ一度体験されてみてはいかがでしょうか。

厚生委員会

厚生委員会委員長 府川芳枝

厚生委員会は、会員相互の親睦を深め、支部の一層の活性化に寄与することを目的としております。台風一過の10月9日・10日、熱海「とよさか」で新支部としては初めての管外研修会を開催しました。

研修会では、副支部長の関根康先生から、「エンターテイメント企業の労務管理」という、いつもとは少し違った切り口によるテーマでお話をいただき、平生垣間見ることのできない映画の世界のお話も織り交ぜて、参加の皆様からのご好評をいただくことができました。また、統括支部として文京支部長の千葉敬彦先生と川崎秀明先生にもご参加いただきました。その晩の懇親会が、楽しい交流の場となったことは言うまでもありません。

次は、11月27日(金)に開催される、第1回中央



統括支部親睦ボウリング大会です。今後とも、中央支部の「元気の源」となるよう活動してまいりますので、会員皆様のご協力と、積極的なご参加をよろしく願いいたします。



関根 康先生

労働保険指導員に感謝状を贈呈

臨時労働保険指導員の方々に対して、東京労働局長より平成21年11月26日(木)午前9時30分(予定)から、中央労働基準監督署長より平成21年11月17日(火)午後4時(予定)から感謝状が授与されます。おめでとうございます。

10年 玉田 壊三
3年 丸山 美幸
増田 幸三
石井 清隆

社会保険事務長より感謝状が贈呈されました

さる9月11日(金)に下記の2名に社会保険事務局長より感謝状が贈呈されました。
・吉瀬 君江 ・渡邊 和洋

新入会員を紹介します

| 地区 | 入会年月日 | 氏名 | 形態 |
|-----|-------|--------|-----|
| 京橋 | 5月1日 | 中川 泰宏 | 開業 |
| 京橋 | 5月1日 | 内山 淳 | 勤務等 |
| 日本橋 | 5月1日 | 佐藤 みのり | 勤務等 |
| 京橋 | 5月1日 | 森田 浩司 | 勤務等 |
| 京橋 | 5月19日 | 富士本 大祐 | 勤務等 |
| 日本橋 | 5月27日 | 安藤 知治 | 勤務等 |
| 日本橋 | 5月28日 | 鈴木 順江 | 勤務等 |
| 京橋 | 6月1日 | 上 總 淳 | 開業 |
| 京橋 | 6月1日 | 峯岸 陽子 | 開業 |
| 京橋 | 6月1日 | 佐野 清美 | 勤務等 |

| 地区 | 入会年月日 | 氏名 | 形態 |
|-----|-------|--------|-----|
| 京橋 | 6月1日 | 野村 和之 | 勤務等 |
| 京橋 | 6月30日 | 山本 宣幸 | 勤務等 |
| 京橋 | 7月1日 | 専田 晋一 | 開業 |
| 京橋 | 7月7日 | 染川 賢司 | 勤務等 |
| 日本橋 | 7月27日 | 田中 宏和 | 開業 |
| 日本橋 | 8月1日 | 立川 洋行 | 勤務等 |
| 日本橋 | 8月13日 | 伊藤 季秋 | 勤務等 |
| 日本橋 | 8月31日 | 宇都宮 良男 | 開業 |
| 日本橋 | 8月31日 | 上田 俊一 | 勤務等 |
| 京橋 | 8月31日 | 廣川 明子 | 勤務等 |

各種同好会活動報告

野球同好会メンバー大募集!

千代田・中央統括支部連合野球同好会
プレイヤー 武澤 健太郎 (中央統括支部)

千代田・中央統括支部連合の野球同好会は、野球をこよなく愛する諸先輩方が結成して以来、約35年の長い歴史を持ち、毎年行われる統括支部・支部対抗親睦野球大会では優勝10回を誇る名門チームです。

今年6月に行われた親睦野球大会では、2連覇を目指し大会に挑みましたが、激闘の延長戦の末1対2で惜しくも優勝を逃し、準優勝に終わりました。

この度、王者奪還を果たすべくメンバーの大幅補強をするために、野球部員を大募集します。野球が得意な方はもちろんのこと、野球が好きの方も大歓迎です。ぜひともご参加をお願いします!

また、当同好会は、各統括支部から諸先輩方・職員の方が多数参加されております。練習・試合後の反省会では、野球のプレー以外にも社会保険労務士や当同好会の歴史、諸先輩方の仕事やプライベートにおける、貴重なお話を聞くことができることも大きな魅力です。

当同好会に少しでも興味を持たれた方は、奮ってご応募ください。お待ちしております!

● 連絡先 ●

監督 寺田 晃 (中央統括支部:大槻経営労務管理事務所)
TEL: 03-5524-1701
FAX: 03-5524-1708
E-mail: a.terada@otuki.org

ゴルフ同好会メンバー大募集!

千代田支部・中央支部ゴルフ同好会
幹事 春原 繁
幹事 柏木 寿人

ゴルフ同好会の活動は、旧千代田・中央支部のゴルフ好きな先生方を中心に、他支部の先生方や事務所の職員さんなどを交えて、年4回程度のゴルフコンペを行っています。

プレーは毎回新ペリア方式で行い、ゴルフ暦数十年のベテランからコースに出るのが2回目というビギナーまで、腕前はそれぞれですが、毎回、優勝者も入れ替わり誰にでも優勝のチャンスがあります。

プレーの後は、簡単なパーティーで表彰式を行い、プレーの内容やゴルフギアなどのゴルフ談義から支部を越えて仕事に関する情報交換や相談など、様々な話で盛り上がります。

当同好会の良いところは、メンバー皆がマナーを重んじ、年齢や先輩、後輩関係なく和気あいあい、心からゴルフを楽しむところです。今後も多くの方にご参加いただき、ゴルフを通じて親交を深めていければと思います。

● 連絡先 ●

幹事 春原 繁 (千代田支部:すのはら社会保険労務士事務所)
TEL: 03-3556-5556
FAX: 03-3556-5774
E-mail: sunohara-office@arrow.ocn.ne.jp

温泉付き日帰りハイキング

スキー同好会 中央支部
事務局 石川 英豊

旧千代田・中央支部の支部分割後、スキー同好会も「スキー同好会千代田」と「スキー同好会中央支部」に分割。当面の間、諸行事は合同で行うこととなりました。

昨年は活動を休止しておりましたが、本年6月14日(日)、「日帰りハイキング」を久しぶりに実施しました。参加者は9名。朝10時30分に相模原市の藤野駅に集合し、相模湖南側のやまなみ温泉までバスで移動。そこから徒歩で峰山(570m)を経てやまなみ温泉まで戻り、やまなみ温泉でハイキングの汗を流し、ゆっくり歓談しました。

約2時間のハイキングの途中でコースを外すハプニングもありましたが、参加者の皆様も久しぶりのハイキングで大いにリフレッシュ。とくに少々疲れた体に温泉は最高でした。

来年の1月には、スキー(2泊3日)を実施する予定です。参加希望の方はご連絡ください。スキー同好会は、スキーのみならず登山、ハイキングも実施しております。現在、会員募集中。お気軽にご連絡ください。

● 連絡先 ●

事務局 石川英豊 (中央支部:石川総合事務所)
TEL: 03-3206-4550
E-mail: ishi@abox9.so-net.ne.jp



政連だより

—第45回衆議院議員選挙結果報告—



東京都社会保険労務士政治連盟
中央支部会長 玉田 穰三

第45回衆議院議員選挙の結果、民主党が308議席を得て勝利し鳩山内閣が誕生しました。当支部の選挙区、東京第2区（中央区、文京区、台東区）でも、民主党の前職中山義活氏が13万8603票を獲得し、自由民主党現職深谷隆司氏を4万票の大差で破って議席の回復を果たしました。

この衆院選に先立ち、平成21年7月12日に行われた東京都議会議員選挙でも、民主党新人岡田まり子氏が2万6404票を獲得して、現職で8期連続を目指した自由民主党立石晴康氏を7200票差で破って当選し、都議選全体でも民主党が圧勝して、衆院選での民主党の上げ潮ムードが高まっておりますが、それでも大方の予想を大きく超えた民主党の大躍進となり歴史的な政権交代を果たしました。

東京都社会保険労務士政治連盟中央支部では、

今期の活動方針に基づき地域に密着した政策課題の実現のため、都議選では自由民主党および民主党の候補をそれぞれ推薦するとともに、衆院選では中央統括支部統一候補として自由民主党の現職を、中央支部・文京支部の推薦候補として民主党の前職を推薦し前述のような結果となりました。

民主党新政権は、発足以来時代の変化に対応した外交・内政に果敢に取り組んでおり、国民としてはそれを見守っているところでありますが、私たち社会保険労務士は、いかなる政権のもとにあっても、年金・社会保険、労務管理の専門職として制度改善と職域の拡大を目指し、さらなる国民の信頼に応えることが肝要であります。会員各位には政治連盟の果たす役割にご理解をいただくとともに、今後ともご支援ご協力をたまわりますようお願いいたします。

あ と が き

8月30日、劇的に「政権交代」が行われました。年金記録問題の迅速解決や持続可能な年金制度への移行、非正規労働者に対するセーフティネットの構築等、我々の関心が高く、密接な問題への対応が山積しています。

ところで、民主党政権は事業仕分けを実施して、徹底的にムダを省き財源を捻出するという事です。そこで当事務所でも業務におけるムダやムラがないかどうか、事業仕分けを行いました。すると、コピー用紙

等備品の過剰発注の停止、在庫の縮小や外出交通費の節約、付き合い程度の諸会費の節減等により、飲みに行ける程度の財源が捻出されました。ここで飲みに行っては、単なる費目の付け替えに終わってしまうので、有益な使い道に思案しています。

もしかして、社会保険労務士会の会計にも応用できるのかもと言うのは、余計なお世話ですね。

(発地秀樹)

東京都社会保険労務士会 中央支部会報 **ちゅうおう** 第2号 平成21年11月

事務局／〒104-0061 東京都中央区銀座1-16-7 友泉銀座ビル
大槻経営労務管理事務所内 TEL：03-5524-1701

発行人／寺田 晃 URL／<http://www.sr-tcs.com/>